

吉野川学識者会議運営規約

(趣旨)

第1条 河川法第16条の2第3項に基づき吉野川水系河川整備計画を策定するにあたり、「吉野川の河川整備（直轄管理区間）」（ただし、抜本的な第十堰の対策のあり方を除く。）に関して、学識経験を有する者が意見交換を行うとともに、それぞれの立場から、四国地方整備局長（以下「局長」という。）に対して必要な意見を述べるため、四国地方整備局に吉野川学識者会議（以下「学識者会議」という。）を置く。

(構成)

第2条 委員は、吉野川に関して学識経験を有する者のうちから局長が委嘱する。

2 学識者会議は、委員18名で構成する。

3 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第3条 学識者会議には議長を置くこととし、委員の互選により定める。

2 議長は、学識者会議の議事を進行する。

3 議長に事故がある時は、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(事務局)

第4条 学識者会議の事務局は、国土交通省四国地方整備局に置く。

2 事務局員は、別表左欄に掲げる部署に属する職員のうち、それぞれ当該右欄に掲げるものをもって充てるものとする。

3 事務局は、会議運営に係る庶務を処理する。

4 事務局は、学識者会議の秩序を維持するため、議長の議事進行と調整を図り、次に掲げる者を退場させることができる。

一 会議の秩序を乱した者

二 議事進行に必要な議長の指示に従わない者

(会議の開催)

第5条 学識者会議は、局長が開催する。

(情報公開)

第6条 学識者会議は公開するとともに、議事録については公表する。

(雑則)

第7条 この規約に定めるほか、学識者会議の運営に関し必要な事項について、局長が委員の意見を聴き定める。

(附 則)

この規約は、平成18年6月20日から施行する。